家計急変世帯の保護者の方へ

埼玉県では、保護者の失業・死亡・離婚などのために主たる生計維持者の収入がなくなり、保育料の納入が困難になった世帯（家計急変世帯）の園児の保育料の一部を軽減した県内の私立幼稚園に対して、補助金を交付しています。

１　家計急変世帯とは

原則、以下の理由により保育料の納入が困難になった世帯

保護者の失業・死亡・離婚等のために、世帯の家計を支えていた人（世帯の中で最も収入が多い人）の収入の手段がなくなった。

＊**収入の減少は、対象となりませんのでご注意ください。**

２　家計急変の発生事由

（１）失　業　＝　世帯の中で最も収入の多かった人が失業した。

（例）・勤めていた会社が倒産した。
・会社を解雇された。
・自営業を廃業した。

（２）死　亡　＝　世帯の中で最も収入が多かった人が死亡した。

（３）離　婚　＝　保護者が離婚したために、離婚前の世帯で最も収入が多かった人以外が園児の保育料を負担することになった。

※正式に離婚が成立していない場合（別居）は、補助対象にはなりません。

（４）その他　＝　その他の事情で、世帯の中で最も収入が多かった人の収入の手段が失われた。

（例）・病気休職のため、給与が支給されない。
・自営業であるが、病気のために仕事ができなくなり、収入がなくなった。
・世帯の中で最も収入の多かった人が失踪してしまった。（警察に届出をした。）

３　令和８年度の補助対象になる園児

次の（１）～（３）のすべてに該当する場合、補助対象となります。

（１）　家計急変が発生してから６か月以内（今年度に限り、令和７年４月以降に家計急

変が発生した場合も、対象とする。）

（２）埼玉県内に居住している。

（３）園児の入園決定後に家計急変が発生し、令和８年５月以降も家計急変が継続している。

※県内の他の私立幼稚園から転入した場合

＝ 転入前の幼稚園の入園決定後に家計急変が発生した場合も対象とします。

【注意】

- **保育料（＋入園料を月数で割った金額）が無償化上限額（月額 25,700 円※令和８年 10 月１日以降は月額 28,000 円）の範囲内である場合、申請要件を満たしても補助対象となりません。**
- 現在、家計急変前の世帯で最も収入が多かった人よりも収入が多い人や、市町村民税所得割額が２１１，２００円※を超える収入がある人が同じ世帯にいる場合は、補助対象にはなりません。

（※　さいたま市など政令指定都市発行の場合は、旧税率で算出した市町村民税所得割額を確認してください。）

４　軽減額

（１）軽減の限度額は次の計算により算出します。

限度額は、今年度に保護者が負担する保育料額と入園料額から保育料軽減の公的補助金の合計額を差し引いた額です。

以下の式で計算してください。

当該園児の保育料年額		園則に定める入園料		保育料に対する公的補助金の合計額※		今年度に保護者が負担する保育料額＊
＿＿＿＿円	＋	＿＿＿＿円	－	＿＿＿＿円	＝	＿＿＿＿円

※無償化「（２５，７００円×６か月＋２８，０００円×６か月＝３２２，２００円）など

＊１０円未満は切り捨て。

＊途中の入退園等があった場合には、補助金額が減ります。

上記計算は、あくまで 12 か月在園した場合の限度額を算出するものです。

補助金額の詳細は通園している幼稚園にご質問ください。

＊保育料以外の経費（給食費・教材費等）は軽減の対象にはなりません。

（２）月々の軽減額や軽減方法は、（１）の限度額及び以下の①、②を基に幼稚園が決定します。

① 軽減できるのは、家計急変が発生した日の翌月分以降の保育料に限ります。

② 家計急変の原因が解消した時点で保育料の軽減は終了します。

（家計急変の原因が解消した日の属する月の前月分までの保育料が軽減対象です。）
（例）失業した方が再就職したなど

【注意】

※年度途中で退園することになったなどの場合には、一旦幼稚園が軽減した額を、再度、幼稚園へ返金していただく場合もあります。

５　手続の流れと提出書類

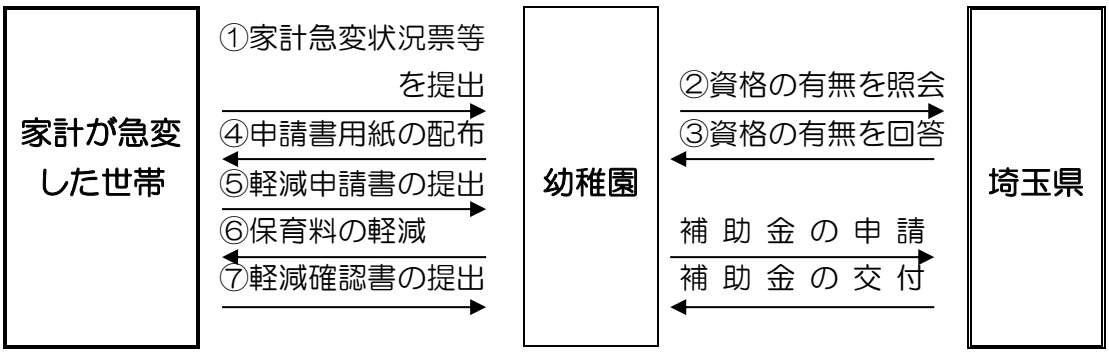

①　補助を希望する場合は、以下の書類を幼稚園へ提出してください。
- ＜別紙１＞「提出書類一覧」に該当する書類
- ＜別紙２＞「家計急変状況票」

これらの書類は、幼稚園から県へ提出されます。

⑤ 県から、「補助対象資格あり」と回答があった場合は、以下の書類を幼稚園へ提出してください。
- 保育料軽減申請書（任意様式）

⑦ 幼稚園から、保育料の軽減を受けた場合には、以下の書類を幼稚園へ提出してください。
- 保育料軽減確認書（任意様式）

Ｑ＆Ａ一覧

＜提出書類について＞

Ｑ１　提出する書類は原本ですか。
→Ａ１　写しで構いません。幼稚園から県へ提出いただく際は電子データで受け付けます。

Ｑ２　提出書類一覧⑪～⑬については、どこで発行してもらえますか。
→Ａ２　お住まいの市町村窓口又は区役所窓口で発行しています。

Ｑ３ 提出書類⑪～⑬について、「園児と同じ世帯にいる成人全員の分を提出」となっていますが、（園児から見て）叔父・叔母のものも提出する必要がありますか。

→Ａ３ 「同じ世帯にいる成人全員の分」となっていますので、園児と同じ世帯であれば、叔父・叔母でも提出が必要です。その中で市町村民税所得割額が211,200 円※を超えている人がいる場合は補助対象となりません。

（※ さいたま市など政令指定都市発行の場合は、旧税率で算出した市町村民税所得割額を確認してください。）

＜資格対象全般について＞

Ｑ４ 「園児の入園決定後に家計急変発生」とありますが、年少の場合の入園決定日はいつになりますか。

→Ａ４ それぞれの幼稚園によって異なります。通常は入園金を支払った日となりますが、念のため、通園している幼稚園に確認してください。（11 月頃が多い）

＜離婚について＞

Ｑ５ 別居状態にあり、離婚調停中なのですが、補助対象になりますか。

→Ａ５ 正式な離婚が成立しない限り、補助対象とすることはできません。

Ｑ６ 前の夫と連絡が取れないため、所得を確認する書類が手に入りません。

→Ａ６ 原則として、前の夫の所得が確認できる書類が手に入らない場合、補助対象とすることはできません。ただし、家計急変後の生計維持者が非課税の場合は、前の夫の所得が確認できる書類は不要です。

＜失業（解雇・退職及び倒産・廃業）について＞

Ｑ７ 失業の解消とは、どの程度の雇用状態を言うのでしょうか。

→Ａ７ パートや長期アルバイト、契約社員などを指します。見習いや実習期間などがある場合、その初日を再就職の日とみなします。

ただし、日雇、臨時のアルバイト、または雇用保険の被保険者とならない雇用期間が１年以内である短期就労者・派遣就業、委託・請負などの常勤雇用等以外で、その後も雇用保険の基本手当が継続する場合は、再就職とみなしません。

Ｑ８ 提出書類⑤「離職日と離職理由を証明する書類」とは、何を提出すればよいのですか。

→Ａ８ 勤めていた会社に退職証明書を作成してもらい、提出してください。様式は任意です。

<その他について>

Ｑ９ 休職をしている場合には、どのような書類を提出すれば良いですか。

→Ａ９ 勤務先より休職証明書（期間、理由、無給であることを明記）を作成してもらい、提出してください。

個人事業者、法人経営者の場合、医師の診断書等により、病名、期間、仕事ができない状況にあることを証明する書類を作成してもらい、提出してください。

Ｑ１０ 保育料の軽減が受けられる時期はいつになりますか。

→Ａ１０ 保育料の軽減を行う時期も含めて軽減方法は、幼稚園が決定します。在園している幼稚園に確認してください。

※御不明な点がありましたら、在園している幼稚園にお問い合わせください。

（県担当課：埼玉県総務部学事課　幼稚園担当　電話 ０４８－８３０－２５６０）